

(每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十國發行)

縣報 第六百卅九號

明治四十年二月十五日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣告示第三十六號

本年一月本縣告示第十二號中寄留ニ關スル件ハ取消ス官衙玉縣ヨリ通知アリタリ

明治四十年二月十二日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

○和歌山縣告示第三十七號

染色講習會規程ヲ左ノ通り相定ム

明治四十年二月十三日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

染色講習會規程

第一條 染色工業ノ改良發達ヲ圖ルカ爲メ染色講習會ヲ開設シ染色業ニ關スル簡易適切ノ學理及技術ノ講習ヲナサシム

第二條 講習會ハ每年之ヲ開キ各郡市ニテ所以内トス但シ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル場合ハ此限ニアラス

第三條 講習期間ハ三週間以内トシ其期日及場所ハ豫メ之ヲ告示ス

第四條 講習科目ハ左ノ如シ

一、精練漂白

縣報第六百卅九號 明治四十年二月十五日 第三種郵便物認可

二、染工用水

三、媒染劑固着劑

四、各種ノ色素

五、配色法

六、實習

第五條 講習ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル

一、本縣ニ於テ染織業ヲ營ミ若シクハ將來斯業ニ從事セントスルモノ

二、年齢拾五歳以上ニシテ筆記シ得ヘキ相當ノ學力ヲ有スルモノ

第六條 講習科目中一部ノ講習ヲ受ケントスルモノハ聽講員トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七條 講習員ノ數一ヶ所拾名ニ充タサルトキハ開會セザルコトアルヘシ

第八條 規程ノ科目ヲ修了シタル者ニハ講習證書ヲ授與ス

第九條 講習ヲ受ケ又ハ聽講セントスルモノハ開會三十日前ニ所轄郡市長ニ出願許可ヲ受ケヘシ

第十條 郡市長前條ノ許可ヲ爲シタルトキハ開會十五日前ニ其住所氏名男女年齢等ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ會場ヲ定メ知事ニ報告スヘシ

第十一條 講習會場ニ關スル一切ノ費用ハ郡市町村若シクハ講習員ノ負担トス

第十二條 講習員又ハ聽講員ニシテ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退會ヲ命スルコトアルヘシ

○觀 測

明治四十年二月十日ヨリ三日間當地氣象概況

月 日	二 月 十 日		二 月 十 一 日		二 月 十 二 日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
平均氣壓	七六五耗九	七六五耗四	七六九耗〇	七五七耗五	七六三耗八	七六一耗六
平均氣溫	二度七	二度〇	二度六	〇度五	二度一	三度四
最高氣溫	五度六	三度三	五度〇	三度二	四度八	七度一
最低氣溫	〇度五	氷点下〇度四	〇度二	氷点下一度六	氷点下一度一	氷点下〇度一
最多風向	北西	北東	北	北東	北	北
平均風力	五米三	五米六	二米七	四米〇	二米五	二米四
天 氣	晴	曇微雲	晴后曇	曇	曇少雪	半晴微雲
雨雪量	〇耗三	〇耗〇	一	二六耗八	〇耗〇	三耗六
記事現象	夜間微雪	午前一時	午前月環	終日降雪	午前結霜	午前十時

縣報第六百卅九號 明治四十年二月十五日 第三種郵便物認可 二終

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

午前十時 海上風雨 ノ警戒ヲ 解除ス	海上風雨 午後六時 海陸風雨 共ニ警戒 到着 午後微雪	及日曇現 午前十時 海上風雨 ノ警戒着 電	斷續(積 雪二十一 櫃)	時々微雪 夕刻海上 風雨ノ警 戒ヲ解除 ス	沿海ノ警 戒ヲ解除 ス 午後時々 少雲
-----------------------------	--	-----------------------------------	--------------------	-----------------------------------	---------------------------------

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十四發行)

明治四十年二月十四日印刷
明治四十年二月十五日發行

〔金澤代價〕

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一番地
印刷人 山本 誠
和歌山市久保町一丁目二十番地